

この助成金は、「都城市ふるさと納税振興協議会」が実施しています

※ 都城市ふるさと納税振興協議会とは？

→ ふるさと納税返礼品を取り扱っている事業者が自主的にお金を集めて作っている民間の任意団体↓です

ふるさとを振興する 取組みに助成します！



令和8年度版



令和8年度 都城市ふるさと振興支援制度

①地場産業振興支援助成事業

地場産業の振興または地場産品を活用した新商品開発等に
必要な施設や設備等の整備に関するハード事業、又はこれ
らのPR等を目的として取組む特色あるソフト事業に対し
て助成します。

②地域コミュニティ活動助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動や、地域の自然、文
化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見
し積極的な活用を図る活動などに対して助成します。

助成金額：対象経費の4分の3以内で上限額は次のとおり

① 100万円以内（1万円未満切捨て）

② 50万円以内（1万円未満切捨て）

応募資格：市内在住であること

応募受付：令和8年7月31日（金）まで

助成項目：事業実施に必要な実費（一部対象外あり）

審査：選定委員会による書類審査

実績報告：助成対象になった場合、
令和9年2月26日（金）までに実績報告

令和8年度の助成は
7月1日より受付開始！
※申込は下記「協議会事務局」へ



↑申請書は、こちらから



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と産物、とっておきの自然と伝統

都城市ふるさと納税振興協議会事務局

〒885-0073

都城市姫城町12-6外村ビル2階南側

TEL/FAX 0986-70-0627

Mail : furusato_miyakonojo@yahoo.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/furusatokyogikai.miyakonojojo/>

■よくある問い合わせと回答

○問1:

この助成金は都城市の助成金ですか？

●回答:

いいえ。これは、都城市ふるさと納税振興協議会の負担金を財源とした助成金です。

○問2:

誰でも申請できますか？

●回答:

はい。ただし、都城市内に住所を置く個人、団体、地域コミュニティ等。事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとします。なお、同じ団体が2年以上連続で申請した場合、採択の優先順位が下がる場合があります。

○問3:

なんでも使っているのですか？

●回答:

いいえ。補助対象経費が決まっています。詳しくは、都城市ふるさと振興支援制度実施要綱をご確認ください。

○問4:

要件を満たした申請書を提出したら必ず助成金がもらえますか？

●回答:

いいえ。選定審査会による書類審査があります。また、協議会の予算に上限がありますので、要件を満たしていても採択されない場合があります。

○問5:

事業はいつやっても大丈夫ですか？

●回答:

いいえ。審査会での決定後、令和9年2月までの間で実施・完了する必要があります。

○問6:

助成金は先にもらうことはできますか？

●回答:

いいえ。事業完了後に提出した報告書の内容確認後に、支払われることとなります。

○問7:

年度の途中で内容の変更は可能ですか？

●回答:

原則不可ですが、やむをえない場合は、可能です。ただし、変更申請と選定審査会の承認を得ることが必要になります。その際、変更内容によっては、補助金を変更する場合があります。(原則、増額は、認められません)

○問8:

ほかの団体の補助金と併用してもいいですか？

●回答:

いいえ。その他の団体から補助金を受けている場合は、申請することはできません。